

草津市立クリーンセンターで受け入れのできないごみ

有害性、危険性、爆発性のあるもの

毒物、劇物、農薬、ガソリン、灯油などの
廃油など

●産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める産業廃棄物

※詳しくは、滋賀県南部環境総合事務所の担当課へお問合せ
ください。電話：077-567-5444

●処理困難物

パソコン、バイク（原動機付自転車を含む）、消火器、
エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、
タイヤ、バッテリー、自動車、ピアノ、農機具、農業用資材、
ガスボンベ、耐火金庫など

▼県の許可業者に処理を依頼してください。

●土・砂など廃棄物として取り扱えないもの

家庭菜園やガーデニングで使用した土や砂はごみとして
出せません。